個別注記表

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

・商品　　最終仕入原価法

・貯蔵品　　最終仕入原価法

(2)固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法）

②無形固定資産

定額法

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3)引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
固定資産除却損失引当金	将来確実に発生することが見込まれる建物等の撤去に係る損失に備えるため、撤去費用を合理的に見積もった金額を計上しております。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職に伴う退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給見込額を計上しております。

(4)消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(5)追加情報

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の34.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは34.1%、平成30年4月1日以降のものについては33.9%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が147千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が147千円増加しております。

2．当期純損益金額

57,968,109 円